

## 兵庫県地域創生戦略会議設置要綱

### (設置)

第1条 「地域創生推進本部」（以下「本部」という。）が「兵庫県地域創生戦略」（以下「戦略」という。）を推進するにあたり、有識者による指導助言を受けるため「兵庫県地域創生戦略会議」（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 戦略の推進、検証に係る指導・助言
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域創生の推進に関する事項に係る指導・助言

### (組織)

第3条 会議は、別表に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和8年3月31日までとする。

### (座長)

第4条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は座長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 本部が戦略を推進するにあたり必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 座長が必要と認めるときは、議事の概要等を記載した書面を各委員に持ち回りまたは送付し、意見を伺い、会議に代えることができる。

### (企画委員会)

第6条 本部が必要と認めるときは、会議に企画委員会を置くことができる。

- 2 企画委員会の運営については、別に定める。

### **(謝金)**

第7条 委員（県の職員である者を除く。）及び第5条第3項に定める者が、委員会及び委員会に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

### **(旅費)**

第8条 委員（県の職員である者を除く。）及び第5条第3項に定める者が、委員会及び委員会に係る職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の額は、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により算出した額に相当する額とする。

### **(庶務)**

第9条 会議の庶務は、企画部計画課において処理する。

### **(補則)**

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部が別に定める。

### **附 則**

#### **(施行期日)**

- 1 この要綱は、令和7年7月18日から施行する。  
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

### **附 則**

#### **(施行期日)**

- 1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(別表)

第3条に規定する委員は次のとおりとする。

(五十音順)

氏名	所属・役職
阿部 真大	甲南大学文学部教授
庵造 典章	兵庫県町村会会长（佐用町長）
上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
酒井 俊	(株)三井住友銀行公共・金融法人部（神戸）部長
酒井 隆明	兵庫県市長会会长（丹波篠山市長）
作田 誠司	(一社)兵庫県信用金庫協会会长
高田 厚	神戸商工会議所副会頭
寺田 有美子	アーカス総合法律事務所弁護士
徳永 恭子	(株)神戸新聞社経営企画局長
永田 夏来	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授
那須 健	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会长
成松 郁廣	兵庫県経営者協会会长
福本 博之	兵庫県農業協同組合中央会会长
藤井 信孝	兵庫県商工会連合会会长
古田 菜穂子	(公社)ひょうご観光本部ツーリズムプロデューサー
古屋 浩	日本放送協会神戸放送局長
安枝 英俊	兵庫県立大学環境人間学部教授

## 兵庫県地域創生戦略会議の公開等に関する要領

- 1 この要領は、兵庫県地域創生戦略会議（以下「会議」という。）が行う会議の公開等について必要な事項を定める。
- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
  - (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
  - (2) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 3 会議の公開は、会場の適正人員を超えない範囲で、会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。  
傍聴に関する遵守事項等は別に定める。
- 4 会議録及び会議資料は、原則として公表する。ただし、上記2で公開しない会議については、公表しないことができる。  
公表の方法は、会議録及び会議資料の写しをホームページに掲載することなどにより行う。
- 5 会議の日時、場所及び傍聴の定員等については、あらかじめ報道機関への情報提供等により、県民への周知を図る。

# 「兵庫県地域創生戦略会議の公開等に関する要領」の運用について

## 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 兵庫県地域創生戦略会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付に申し出の上、傍聴申出書（様式1）に所要事項を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付終了する。
- (3) 傍聴者は、受付で会議資料を受け取った後、事務局員の指示に従い、会議開催予定時刻までに会場に入場するものとする。

## 2 傍聴に当たって守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 会場において、飲食等はしないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、写真撮影等許可願（様式2）により申し出、会議が認めた場合はこの限りでない。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他の会議の支障となる行為をしないこと。

## 3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、すべて委員長及び事務局員の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができる。

## 4 報道関係者の取扱い

報道関係者は原則自由とする。（定員なし（出入り自由）、撮影自由）

## 5 会議の非公開の決定

「兵庫県地域創生戦略会議の公開等に関する要領」2の規定に基づき、会議を非公開とすることが適当と考えられる場合は、予め会議に諮り、決定するものとする。